

宮城県公報

行 政 部
宮 城 県
(総務部 県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例	頁	課 目
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	一	(人事課)
○知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	二	(行政管理局)
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	二	(職員厚生課)
○手数料条例の一部を改正する条例	二	(財政課)
○宮城県県税条例等の一部を改正する条例	二	(税務課)
○過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	五	(同)
○特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	五	(同)
○地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	六	(同)
○被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	六	(同)
○水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例	六	(環境対策課)
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例	七	(子育て社会推進課)
○大麻取締法施行条例の一部を改正する条例	七	(薬務課)
○国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例	八	(国保医療課)
○屋外広告物条例の一部を改正する条例	八	(都市計画課)
○県立都市公園条例の一部を改正する条例	八	(都市環境課)

ページ

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十一号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「地方振興事務所、土木事務所、港湾事務所その他人事委員会規則で定める機関に所属する職員」を「職員(警察職員を除く。)」に改め、同号に次のように加える。

二 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある区域に出張して行う避難所の運営その他人事委員会規則で定める作業

第二十条第二項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「(大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円)」を加え、同項第三号中「前項第一号ロ」の下に「又は二」を加え、同条第三項各号列記以外の部分中「各号に定める額」の下に「(同一の日において当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額)」を加え、同項ただし書を削り、同項第一号中「第一項第一号イ又はハ」を「第一項各号」に、「前項第一号又は第二号」を「前項」に改め、同項第二号中「前項第四号」を「前項」に改め、同項第三号中「前項各号」を「前項」に改める。

第二十條の二第一項中「同条第二項各号」を「同条第二項」に改める。

附則第三項中「同条第二項第一号、第二号又は第四号」を「同条第二項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新条例」という。)(第二十条、第二十条の二第一項及び附則第三項の規定は、令和六年一月一日から適用する。(災害応急作業等手当の内払)

2 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、新条例の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十二号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年宮城県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第七十三条第一項第一号」を「第七十三条の四第一項第一号」に改め、同条

第二号中「第七十三条第一項第二号」を「第七十三条の四第一項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十三号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。
附則第十三項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十四号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表百二十四の項2中「額」の下に「(当該移動式製造設備について液石法第三十七
条の四第四項において準用する液石法第三十七条の三第一項の完成検査を受け、液石法第三十七
条の四第二項の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、四千五百円)」を

加え、同表二百七十五の項17中「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)
附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改
正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成二十四年厚生労働省令
第十号)第二条の規定による改正前の「(平成十一年厚生省令第三十六号)」及び「第二号又は」を
削り、「施設(以下「介護療養型医療施設等」を「療養病床を有する病院又は診療所(以下「療養病
床を有する病院等」に改め、「介護療養施設サービス」を削り、「介護療養型医療施設等」を「療
養病床を有する病院等」に、「二以下」を「一」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行し、改正後の手数料条例第二条第一項の表百二十四の項の規定は、
令和六年四月一日から適用する。

宮城県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十五号

宮城県税条例等の一部を改正する条例

(宮城県税条例の一部改正)

第一条 宮城県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の三第一項及び第十条の二の四第一項中「按分」を「按分」に改める。

附則第十二条第一項中「次項第一号及び次条第四項」を「次項第一号及び次条」に改める。

附則第十二条の二第一項第一号イ及び同項第二号イ中「もの」の下に「及び電気自動車」を加え
る。

附則第二十四条の三中「第十二条の二第二項」を「第十二条第二項」に改める。

附則第二十五条第二項中「第四項まで若しくは第六項から第十項」を「第五項まで若しくは第七
項から第十項」に改める。

第二条 宮城県税条例の一部を次のように改正する。

附則第九条の三の次に次の一条を加える。

(事業税の納税義務者等の特例)

第九条の四 第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号ロ中「一億円以下
のもの」とあるのは「一億円以下のもの(前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当し
たものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員そ

の他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第六条で定める金額をいう。)が十億円を超えるものを除く。)とする。

附則第十条第三項中「第十五項」を「第十六項」に改める。

附則第十一条の六第五項中「附則第十条の二の第二十二項」を「附則第十条の二の第二十二項」に改める。

第三条 宮城県税条例の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号ロ中「並びにこれらの法人」を「(以下ロにおいて「所得等課税法人」という。)並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。」を加え、同号ロに次のように加える。

- (1) 特定法人(払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令第十条の二で定める金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)が五十億円を超える法人(ロに掲げる法人を除く。)及び保険業法に規定する相互会社(これに準ずるものとして令第十条の三で定めるものを含む)をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)との間に当該特定法人による完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下同じ。)がある法人のうち払込資本の額(令和六年三月三十日以後に当該特定法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該特定法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。)がある場合その他令第十条の四第一項で定める場合において、当該特定法人が剰余金の配当(払込資本の額のうち令第十条の五で定める額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。)又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が二億円を超えるもの)
- (2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの当該特定法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該特定法人のうち払込資本の額(令和六年三月三十日以後に、特定親法人(当該事業年度において当該特定法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。)と当該特定法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該特定法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの当該特定法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他令第十条の四第二項で定める場合に、当

該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が二億円を超えるもの(1)に掲げる法人を除く。)

附則第九条の四中「附則第六条」を「附則第五条の七」に改める。

附則第九条の四の次に次の一条を加える。

第九条の五 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十五号)の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条の二第一項に規定する特別事業再編計画(以下この条において「特別事業再編計画」という。)について同条第一項の認定を受けた同法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人(以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。)が、当該認定に係る特別事業再編計画(同条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて行う同法第二条第十八項に規定する特別事業再編(生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。)のための措置(同条第十八項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。)として他の法人の株式若しくは出資(以下この条において「株式等」という。)の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日(以下この条において「取得等の日」という。)以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合(その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。)において、当該他の法人(以下この条において「対象法人」という。)及び当該認定特別事業再編事業者が同法第二十四条の二第一項の認定の申請の日前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人(当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち総務省令で定めるものに限る。以下この条において「五年以内株式等取得等法人」という。)の行う事業に対する第三十八条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度(同法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度)までの各事業年度の事業税に限り、第三十八条第一項第一号ロ(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの(附則第九条の五に規定する対象法人及び同条に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。)」とす

る。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第四条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和二十七年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「は、」の下に「合衆国軍隊の構成員等(」を加え、「。以下「特例法」という。)(第四条第一項の規定に基き、」を「第二条第四項に規定する合衆国軍隊の構成員等をいう。以下同じ。)、契約者(同条第五項に規定する契約者をいう。以下同じ。)(又は軍人用販売機関等(同条第六項に規定する軍人用販売機関等をいう。以下同じ。))の所有する自動車に対する」に改める。

第二条を削る。

第一条の二中「(特例法第二条第四項、第五項又は第六項に規定するものをいう。)(及び「県税条例第一百五十五条の規定にかかわらず次の各号に掲げる自動車に対し、」を削り、「それぞれ」を「、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、」に改め、同条を第二条とする。

第三条を次のように改める。

(自動車税の種別割の徴収の方法等)

第三条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収については、県税条例第八十八条の二第一項の規定にかかわらず、普通徴収又は紙徴収の方法による。

2 前項の規定により自動車税の種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限(県税条例第八十八条第一項に規定する納期限をいう。)(前十日までに納税者に交付しなければならぬ。

3 知事は、第一項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者に県の発行する様式第一号の証紙(以下単に「証紙」という。)(をもつて毎年五月末日までに、その税金を払い込まなければならない。

4 新規登録の申請があつた合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車について課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。

5 知事は、前項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、納税者に証紙をもつてその税金を払い込まなければならない。この場合においては、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十七条の十三第一項の規定により提出すべき申告書又は報告書に、証紙の額面金額に相当する金額を証

紙代金収納計器(県税条例第四十条の八第一項に規定する証紙代金収納計器をいう。第八項において「収納計器」という。)(で表示させることにより、証紙に代えることができる。

6 知事は、前項に規定する申告書又は報告書の提出がなかつた場合には、納税者に証紙をもつて当該自動車税の種別割の納税義務の発生した日の翌月末日までに、その税金を払い込まなければならない。

7 知事は、第三項、第五項又は前項の規定により納税者が証紙を貼つた場合には、当該証紙を貼つた紙面と当該証紙の彩紋とにかけて様式第二号の印で判明にこれを消さなければならない。

8 収納計器の取扱いについては、県税条例第四十条の九の規定(同条第三項の規定を除く。)(を準用する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中宮城県県税条例第七十条の三第一項、附則第十條の二の四第一項、附則第十二條第一項及び附則第十二條の二第一項の改正規定並びに第四条並びに附則第六項の規定 公布の日
二 第二条並びに次項及び附則第三項の規定 令和七年四月一日
三 第三条並びに附則第四項及び第五項の規定 令和八年四月一日

(事業税に関する経過措置)
2 第二条の規定による改正後の宮城県県税条例(次項において「七年新条例」という。)(附則第九條の四の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「二号施行日」という。)(以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、二号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 二号施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)(の事業税(令和六年三月三十日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第二条の規定による改正前の宮城県県税条例第三十八條第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであって、令和六年三月二十九日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、令和六年三月三十日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行ふ事業に対する事業税を除く。)(に係る七年新条例附則第九條の四の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和六年三月三十日を含む事業年度の開始の日の前日から宮城県県税条例等の一部を改正する条例(令和六年宮城県条例

第四十五号) 附則第三項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

4 第三条の規定による改正後の宮城県条例(次項において「八年新条例」という。)第三十八條第一項(第一号に係る部分に限る。)、附則第九條の四及び附則第九條の五の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 八年新条例第三十八條第一項第一号口(八年新条例附則第九條の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号口に規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものうち同号口(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号)第三條の規定による改正後の地方税法(以下この項において「新法」という。)、第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。))が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号口に掲げる法人とみなした場合に新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「比較法人事業税額」という。))を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。))が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

(自動車税に関する経過措置)

6 第四條の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の規定は、令和七年度分以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和六年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年七月八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十六号
過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
過疎地域における県税の課税免除に関する条例(昭和四十五年宮城県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。
第二条中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則
(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例(以下「新条例」という。)、第二条、第四条及び第五条の規定は、令和六年四月一日から適用する。(経過措置)

2 新条例第二条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合においては、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過した日とする。

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年七月八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号
特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例(平成二十四年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は法第四十條第一項に規定する指定法人」及び「又は指定法人」を削り、「指定事業者等」を「指定事業者」に改める。

第三条第一項及び第四条中「指定事業者等」を「指定事業者」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例(以下「新条例」という。)第二条から第四条までの規定は、令和六年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第二条又は第三条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第五条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過した日とする。

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十八号

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例(平成二十七年宮城県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例(以下「新条例」という。)第二条及び第三条の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第二条又は第三条の規定により県税の課税免除等の適用を受けようとする者に係る新条例第四条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過した日とする。

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月八日

○宮城県条例第四十九号

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例(平成二十八年宮城県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例(以下「新条例」という。)第二条の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第二条の規定により不動産取得税の免除を受けようとする者に係る新条例第三条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過した日とする。

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月八日

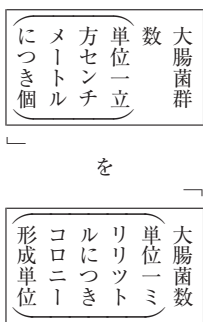
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十号

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和四十七年宮城県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一区域の項中



に改め、同表備考第一号中「第六十六

宮城県知事 村 井 嘉 浩

号の四」を「第六十六号の五」に、「第六十六号の七」を「第六十六号の八」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一備考第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年宮城県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号イ(3)中「二十人」を「十五人」に改め、同号イ(4)中「三十人」を「二十五人」に改める。

別表第二第二号ハの表一の項中「三十人」を「二十五人」に改め、同表二の項中「二十人」を「十五人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき、この条例による改正後の別表第一第一号イ及び別表第二第二号ハの規定は適用せず、この条例による改正前の別表第一第一号イ及び別表第二第二号ハの規定は、なおその効力を有する。

大麻取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十二号

大麻取締法施行条例の一部を改正する条例

大麻取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例

第一条中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

第二条を次のように改める。

(免許の申請)

第二条 法第五条第一項の規定による免許を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 法第五条第二項第三号に該当しないことを誓約する書面

二 履歴書（法人にあっては、登記事項証明書）

三 栽培地の区域を明らかにした図面

四 栽培の目的及び方法並びに法第二条第二項の大麻（以下単に「大麻」という。）の利用及び処分の方法を記載した書類

五 大麻が盗難に遭い、又は紛失することを防ぐために講ずる措置を記載した書類

第三条の見出し中「申請」を「届出」に改め、同条中「第十条第一項」を「第十二条の四第一項」に、「申請書」を「届出書」に、「省令第四条第一項に規定する」を「同項に規定する厚生労働省令で定める」に、「申請書」を「届出書」に改め、同条第二号中「又は研究に従事している施設の所在地」を削る。

第四条中「第十条第二項」を「第十二条の四第三項」に改め、同条第二号中「又は研究に従事している施設の所在地」を削る。

第五条中「第十条第四項」を「第七条第五項」に、「大麻取扱者免許証」を「大麻草採取栽培者免許証」に改め、同条第二号中「又は研究に従事している施設の所在地」を削る。

第六条中「第十条第五項」を「第六条第三項」に改める。

第七条第一項中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改める。

第八条中「第十条第六項」を「第七条第三項」に改め、同条第二号中「き損又は志失」を「毀損又は亡失」に改める。

第九条第一項第一号中「大麻取扱者の」を削り、同項第二号中「第十条第六項」を「第七条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

令和六年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において免許を受けている改正前の第二条第一号に規定する大麻栽培者及び同条第二号に規定する大麻研究者については、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。

国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成二十九年宮城県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「政令附則第四条の規定により読み替えて適用される」を削り、同条第二項中「政令附則第四条の規定により読み替えて適用される」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第六条、第七条、第十条及び第十一条中「政令附則第四条の規定により読み替えて適用される」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十四号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（昭和四十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「定める者」の下に「（次条において「屋外広告士等」という。）を加える。第十二条の三第一項中「屋外広告士その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者」を「屋外広告士等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項と

し、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 広告物等を所有し、又は占有する者が、屋外広告士等に、表示又は設置の日から起算して十年を経過していない広告物等を点検させる場合は、前項本文の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、目視による点検をもつて、同項本文の点検に代えることができる。ただし、目視による点検では十分でないとき知事が認めるときは、この限りでない。

第三十三条中「帳簿」の下に「（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年十一月一日から施行する。

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。第二条の表八の二の項り中「第十二条の三第二項」を「第十二条の三第三項」に改める。

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十五号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。別表第一宮城野原公園の項を次のように改める。

宮城野原公園	宮城球場 宮城テニスコート
--------	------------------

別表第三宮城野原公園の項中
宮城テニスコート
宮城相撲場
を
宮城テニスコート
に改

める。

別表第七第一号の表宮城相撲場の項及び別表第七第二号の表宮城相撲場の項を削る。

別表第十一第二号の表宮城野原公園の項中「宮城相撲場」を削る。
附 則

この条例は、令和六年十一月一日から施行する。